

平成29年 教育委員会第10回定例会 会議録

日 時 平成29年 6 月15日（木）

午後 3 時31分～午後 5 時02分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 選挙

【子ども総務課】

- （１）教育委員長選挙 教育委員長職務代理者の指定

第 2 協議

【指導課】

- （１）幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第 3 報告

【子ども総務課】

- （１）教育事務に関する議案に係る意見聴取
（２）区議会第二回定例会の報告

【子育て推進課】

- （１）区有地を活用した認可保育所等の整備・運営事業者募集の概要

【児童・家庭支援センター】

- （１）障害者計画・第１期障害児福祉計画の策定

【指導課】

- （１）千代田区における小学校外国語学習の時間数増への対応
（２）小学校教員の夏季研修の実施

第 4 その他

【子ども総務課】

- （１）教育委員会行事予定表
（２）広報千代田（６月20日号）掲載事項

【指導課】

- （１）千代田区立学校における学校運営協議会について

出席委員（４名）

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	金丸 精孝
教育長	島崎 友四郎

出席職員（９名）

教育担当部長	小川 賢太郎
--------	--------

子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	安田 昌一
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども支援課長	加藤 伸昭
子育て推進課長	土谷 吉夫
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	柳 晃一
指導課長	杉浦 伸一
児童・家庭支援センター発達支援主 査	小坂部 晃

欠席委員（0名）

欠席職員（2名）

子ども部長	大矢 栄一
児童・家庭支援センター所長	新井 玉江

書記（2名）

子ども総務係長	村松 紀彦
子ども総務係員	松村 秀一

中川委員長	開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。 ただいまから平成29年教育委員会第10回定例会を開会します。 本日、大矢子ども部長、新井児童・家庭支援センター所長が欠席です。 なお、本日は児童・家庭支援センターの報告事項がありますので、小坂部発達支援主査が出席しております。よろしくお願いします。
-------	---

◎日程第1 選挙

子ども総務課

（1）教育委員長選挙 教育委員長職務代理者の指定

中川委員長	それでは、日程第1、選挙に入ります。 委員長選挙について、子ども総務課長より説明をお願いいたします。
子ども総務課長	平成27年4月1日より改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行されておりますが、附則第2条により現教育長が教育委員としての任期中に限り、従前の例により在職することとされております。このため、現教育長の任期中は、委員長についても従前の例により選出する必要があります。改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項に、教

育委員会は、第16条第2項の規定により、教育長に任命された委員を除くのうちから、委員長を選挙しなければならない、また、第12条第2項に、委員長の任期は1年とする、ただし再選されることができると規定されています。

なお、こちらにつきましては、10月18日に教育長が委員としての任期を迎えるため、今回の委員長の任期は10月18日までとなります。中川委員長は、平成29年6月22日までが委員長としての任期になっております。その任期が到来いたしますので、委員長の選挙を実施いたします。

委員長の選任方法は、千代田区教育委員会会議規則第6条により、単記無記名投票と規定されていますので、この方法により行います。

投票事務及び開票事務は、松村主任主事をお願いいたします。

それでは、投票をお願いいたします。

(投票)

子ども総務課長

委員長選挙の開票結果を報告いたします。

中川委員、3票、金丸委員、1票。委員長に中川委員が選出されました。

委員長の任期は、平成29年6月23日から平成29年10月18日までとなります。

次に、委員長職務代理者の指定を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項に、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行うと規定されております。先ほど新委員長が選出されましたことから、改めまして委員長職務代理者の指定をするものです。委員長職務代理者の指定につきましては、改正前の千代田区教育委員会会議規則第7条により、第6条、委員長の選任の規定を準用して行います。

投票及び開票事務は、松村主任主事をお願いいたします。

それでは、投票をお願いいたします。

(投票)

子ども総務課長

委員長職務代理者選挙の開票結果を報告いたします。

金丸委員、3票、古川委員、1票。金丸委員を委員長職務代理者に指定します。

委員長職務代理者の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項には特に定められておりません。したがって、今までの運用によりまして、委員長の任期と同様でございます。

それでは、新委員長に就任挨拶をお願いいたします。

中川委員長

改めて委員長の重責を担うことになりました中川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

10月に新制度に移行するということですので、それまでの間、引き続き委員長を務めさせていただきます。教育委員長という職務がなくなる新制度になりましても、子どもたちのためによりよい教育環境をつくり上げるためのチェック機関としての教育委員の使命というものは変わりありませんので、

	余計に気を引き締めていかなければいけないのではないかなというふうに思っております。 微力ではありますが、何とか務めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
子ども総務課長 金 丸 委 員	次に、新委員長職務代理者に就任挨拶をお願いいたします。 本来であれば、わずかな期間ですから、従前のおりのほうが、各関係者の方も名前を新たに覚えなければいけないということがなくていいだろうなと私自身は思っておりますが、いずれにしましても職務代理者になりましたので、中川委員長、そして島崎教育長を、古川委員ともども支えて任期を全うしたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。
子ども総務課長	次に、現古川委員長職務代理者は、本日で委員長職務代理者として最後の委員会になりますので、一言ご挨拶をお願いいたします。
古 川 委 員	微力な私でしたが、委員長の職務代理者ということで、2年間務めさせていただきました。私の委員としての任期も10月までですけれども、変わらずに任期まで教育委員の仕事を頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
中川委員長	それでは、次に移りたいと思っております。

◎日程第2 協議

指導課

(1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

中川委員長	日程第2、協議に入ります。 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、指導課長より説明をお願いいたします。
指 導 課 長	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正についてご説明いたします。 資料をごらんください。改正概要ですが、改正点は、病気休暇の見直しと子の看護休暇の見直しの2点でございます。 まず、改正の1点目、病気休暇の見直しは、病気休暇の加算方法を見直すものでございます。明らかに異なる負傷等に係る病気休暇について、現行は、それぞれ90日を限度に承認しているところですが、改正後は、全て合算して90日を限度に承認することといたします。 文言のみですとわかりづらいと思っておりますので、病気休暇の期間計算のイメージ図を、参考資料として添付させていただきましたので、ごらんください。 まず、図の見方でございますが、最初に記載されていますように、AからCの表記について、同じ英字は同一の負傷等をあらわし、異なる英字はそれぞれ明らかに異なる負傷等をあらわすものとなっています。

まず、1は、当初の病気休暇を90日取得した場合の図でございます。当初の病気休暇Aを限度の90日取得し、90日に達した日の翌日から1年以内に明らかに異なる負傷等に係る病気休暇Bを50日取得したとします。病気休暇Bの期間の末日の翌日から1年以内にA及びBとそれぞれ明らかに異なる負傷等に係る病気休暇Cを取得する場合、90日から病気休暇Bの日数50日をマイナスした40日を限度に承認することができます。

続きまして、2は、当初の病気休暇取得日数が90日未満の場合の図でございます。

ケース1は、当初の病気休暇Aを60日取得した後、病気休暇Bを50日取得したとします。病気休暇Cについては、明らかに異なる負傷等による病気休暇Bの残日数90日から50日を引いた40日に、当初の病気休暇Aの残日数90日から60日を引いた30日を加算した70日を限度に承認することができるということでございます。

ケース2は、当初の病気休暇Aを60日取得し、病気休暇Bを50日取得した後、再び病気休暇Bを取得することになった場合でございます。再度の病気休暇Bの日数は、90日から1回目の病気休暇Bの日数50日をマイナスした40日を限度に承認することができることとなります。これは同一の病気休暇Bで90日に達するためでございます。ケース2で、2回目病気休暇Bが仮に2回目の病気休暇Aとした場合は、2回目の病気休暇Aの日数は、90日から当初の病気休暇Aの日数60日をマイナスした30日が限度となります。

最初の資料にお戻りください。

次に、改正の2点目の子の看護休暇の見直しですが、休暇の対象となる子の年齢を引き上げます。現行の9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に引き上げるものでございます。

なお、施行期日は平成29年7月1日でございます。

説明は以上でございます。ご協議よろしく願いいたします。

中川委員長

説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

非常に条文の文言がわかりづらくて、私が理解していないので、余計わからないと思うのかも知れませんが、この参考図の1番のケースの場合に、90日というのはこれでよくわかるんですけども、次の2のケース1のときに、これが何で70日になるのかなという疑問があります。なぜあるかというと、要するに明らかに異なる傷病に関する病気休暇はということは、最初の病気を想定していないわけですから、残りの病気休暇が90日ではないかと思うのです。そうすると、この2のケース1によれば、50と70を足して120日になってしまいますから、30日多いわけですね。なぜAのほうの残りがここに加算できるのかということが、いま一つよく理解できないので、そこをご説明いただけるとありがたいです。

子ども総務課長	それでは、私のほうからお答え申し上げます。 ただいまの金丸委員のご質問でございますけれども、この参考資料2のケース1のこの当初の病気休暇Aの残余の日数を、なぜこのCのほうに加算できるのかというご質問でございますが、これは、1つには、トータルでこの病気休暇180日という枠組みを保障するという趣旨が1つございます。病気休暇は180日までトータルでこれを認めるという、そういった前提が1つございまして、180日を過ぎた場合には、今度は制度が切りかわって、病気休職という制度に移行するというものが服務の人事の取り扱いということになっております。このことから、今般ここの部分につきましては、残余の日数をこちらのほうに加算することで、ある意味、職員にとって少し有利といえますか、そういった部分で保障的なところを残したという、そういった趣旨でございます。
中川委員長	金丸委員。
金丸委員	そういう趣旨だろうと私も理解はしているのですが、改正案で、そここのところの整合性はあるんでしょうか。
中川委員長	子ども総務課長。
子ども総務課長	こちらにつきましては、先ほど申し上げました、いわゆる病気休職の制度に移行する前提としての病気休暇というこの制度の枠組み、これまでの運用等も踏まえまして、こういった制度設計をしておりました。今般この1年以内の病気休暇を通算していくという、こういった形で見直しをしていくという、もう一方の趣旨といたしましては、やはり服務の管理上、これを厳格に規則に落とし込んで、規定をしていくというものでございますので、したがいまして、ここの部分は、ひとつ、制度的な、ある意味整合を図るといった趣旨から、このような形をとらせていただくというものでございます。
中川委員長	よろしいですか。
	(了 承)
中川委員長	ここで、幼稚園教諭ということに限って、施行規則を変更するということは、今まで幼稚園教諭は整合性がとれていなかったということでしょうか。
子ども総務課長	これは、幼稚園教諭に限らず、まず区の職員が今回このような形で規則改正をいたしますので、それに合わせる形で、幼稚園教諭のほうもこういった見直しをさせていただくというものでございます。
中川委員長	はい、わかりました。
	ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。
	(な し)
中川委員長	それでは、ご意見、ご質問はこれでよろしいかと思いますが。 この件に関しましては改めて議案として提出し、決定することといたします。

◎日程第3 報告

子ども総務課

(1) 教育事務に関する議案に係る意見聴取

(2) 区議会第二回定例会の報告

子育て推進課

(1) 区有地を活用した認可保育所等の整備・運営事業者募集の概要

児童・家庭支援センター

(1) 障害者計画・第1期障害児福祉計画の策定

指導課

(1) 千代田区における小学校外国語学習の時間数増への対応

(2) 小学校教員の夏季研修の実施

中川委員長

日程第3、報告に入ります。

教育事務に関する議案に係る意見聴取について、子ども総務課長より報告をお願いいたします。

子ども総務課長

本日お手元に資料はございませんが、区長部局が、現在開会中の区議会第2回定例会に、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を提出するに当たりまして、幼稚園教育職員も対象となることから、区長部局から意見聴取がございました。これにつきまして、教育委員会を開催するいとまがないことから、5月25日に書面によりご決議いただき、それに基づきまして、教育委員会では異議がない旨の回答をしたということでございます。

ご説明は以上でございます。

中川委員長

報告が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(な し)

中川委員長

では、特にないようですので、次に行きたいと思います。

次に、区議会第2回定例会について、子ども総務課長より説明をお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、お手元に資料をお配りしてございますので、まず、第2回千代田区議会定例会区長招集挨拶でございます。

こちらをごらんいただきますと、お開きいただきますと、目次として、「はじめに」の次に、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機とした取組みについて」、これが今定例会における区長招集挨拶の内容でございまして、来たる2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会に向けまして、区としての取り組み、千代田区における地域共生社会の実現に向けての契機、そして本区におけるこのオリンピック開催後のレガシー、こういったものにつなげていく、そのような取り組みを区としても重要な取り組みとして認識しているといった挨拶でございます。

また、先般6月10日に共立講堂で開催されましたフラッグツアーでございますが、こちらにつきましても、この挨拶の中で触れているところでございます。

また、引き続き区におきまして、今後ともさまざまに施策を展開し、オリンピックムーブメントを盛り上げていきたいといった趣旨のご挨拶でございました。

最後に、今回提案している議案について触れているものでございます。

次に、区議会議員からの代表質問、並びに一般質問でございます。こちらにつきましては、発言通告書（総括表）といったものをお手元におつけしておりますので、こちらのほうもあわせてごらんください。

まず、一般質問のほうで、教育委員会子ども部に関連した質問が出されておりましたので、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。

No.3米田議員、公明党の米田議員でございますが、区内私立保育所等の運営補助について。こちらは保育士の確保策、それから保育士入学準備奨学金、支援奨学金等についてのご質問でございます。

それから、お聞きいただきますと、共産党の飯島議員、神田一橋中学校の通信教育課程についてのご質問でございます。こちら、記録映画もございまして、こちらに該当する義務教育機会確保法、この全面施行と、こういったことを踏まえての条件整備についてのご質問でございます。

それから、7番目、共産党の牛尾議員でございますが、区立保育園の保育士の増員について。これは現在の区立保育園の正規保育士の人数が適正に配置されているのかといったご質問、それから、正規保育士をふやして、区役所の他の部署が減員にならないような定数条例の見直しを求めるといった趣旨でございます。

一般質問、最後のページになりますが、11番目、たかざわ議員、新しい千代田のたかざわ議員でございますが、中高生の自習スペースについて。これは、児童・生徒が自習の場所として利用できるような、そういったスペースが、図書館あるいは児童館等々で場所の確保がされているかといった、そういった趣旨のご質問でございます。

最後に、新しい千代田、はやお議員、本区における病児保育の現状と課題についてのご質問がございました。

以上のご質問につきまして、具体の答弁の内容等につきまして、資料をもう1点おつけしてございます。

こちらのほうで、まず、公明党の米田議員、区内保育所の運営補助についてと、私立保育所の運営補助でございます。

こちらにつきまして、子ども部長のほうからの答弁でございますけれども、まず、保育士処遇改善に向けて、本区におきましては、国や都の制度に上乗せをする形で、区独自で一人月額3万円を補助、あるいは家賃についても月額最大13万円補助といったような取り組みをしているところでございます。また、今後も引き続き保育士確保につきましては、困難な状況が想定されますので、引き続き保育士の確保に向けて取り組んでまいりたいといったものでございます。

それから、保育士入学準備奨学金、あるいは保育士支援の奨学金の創設で

ございますけれども、こちらにつきましては、先ほど申し上げました保育士の処遇改善に向けて、本区においては既に補助をしているところでございますので、この奨学金制度につきましては、今後も保育士の処遇のあり方全体の見直しの中で引き続き検討してまいりたいというものでございます。

次に、1枚お開きいただきまして、2ページ目でございますが、共産党の飯島議員、神田一橋中学の通信教育課程についてでございます。

こちらは教育担当部長のほうから答弁をしております。現在、中学の通信教育課程は全国で2校だけということになっておりまして、この設置の根拠法令等を踏まえて、こちらの設置者、東京都でございますけれども、都のほうは引き続き現状での運用を継続していこうというものでございまして、また、文科省のほうも、現行の法令等、変更の考えはないというものでございます。また、本年3月に文科省が、夜間中学の設置、この促進の方向性を示しているものでございます。区といたしましては、引き続き国や都と意見を交換しながら、今後の通信教育課程のあり方を検討し、夜間中学の教育活動も視野に入れながら、方向性を模索していきたいといった答弁でございました。

続きまして、共産党、牛尾議員でございます。区立保育園の保育士の増員について。区立保育園の正規職員の保育士の配置数、これについてどのような認識であるかということ、それから、保育士がなかなか休み時間もとれないという実態、こういったものについて、保育の質の低下につながらないかといったご質問でございました。

区立保育園、こども園の保育士につきましては、国の定めております最低の基準を踏まえて、都が定める加配基準に加え、区独自で上乗せをしているものでございまして、各園の歳児別の基準を基本に、現在、正規の保育士は102名と算定をしております。したがって、現状ではこの定員配置基準でカバーしているという認識でございまして、また、保育士の休憩、休暇についてでございますけれども、こちらにつきましては、この実態等については、把握をヒアリング等でしているというところでございます。また、正規の保育士が責任を持って働いていることについても十分認識をしているところでございますが、このような休みがとりにくい現状の緩和のためには、非常勤職員、派遣職員等々の勤務ローテーションの調整など、こういったものも改めて正規職員に負担がかからないような組み合わせを目指していくというものでございます。また、一方で、ICTシステムの活用によって、保育士の負担、事務的な負担も軽減されるような、そのような検討もしてまいりたいという答弁でございました。

最後に、基幹園の区立保育園の役割、保育士の人数についてでございます。こちらでも正規保育士の増員については、現状具体的に考えてはおりませんが、やはり外部のコーディネーター、子育てコーディネーターなどの活用等も検討しながら、一層充実した子育て拠点の役割を果たしたいというものでございます。

次に、4 ページ、たかざわ議員、新しい千代田のたかざわ議員、中高生の自習スペースについてのご質問でございます。

こちら、教育担当部長が答弁をしておりますが、現在区立中学校・中等教育学校には、自習スペースを設けて生徒の自習環境の確保に取り組んでいるものでございまして、中学校ではパソコン室あるいは図書室と、こういった少人数教室等が放課後自習スペースとなっておりまして、週に4日から5日は午後5時45分まで残って勉強することが可能となっております。また、九段中等教育学校では、富士見校舎に自習室を設け、平日は午後8時まで、土曜日も午後4時半まで自習可能でございます。また、各児童館等も、フリースペースが自習での活用が可能となっておりまして、区といたしましては、引き続きこのような教育施設の需要も見きわめながら、子どもたちの将来を見据えた施設づくりに取り組んでまいりたいというものでございます。

最後に、新しい千代田のはやお議員、病児保育の現状と課題についてでございます。

子ども部長の答弁でございましたけれども、こちら、病児保育につきましては、基本的にベビーシッターをご利用いただくという形になっておりまして、ベビーシッターご利用の際には、年度内4万円まで料金の2分の1を助成ということをしていただいているところでございまして、なかなか用地の条件が厳しい本区では、施設を設けての病児保育室、この確保が非常に厳しい状況にあるというものでございます。しかし、子育て世帯のニーズが急増している状況も踏まえまして、今後このベビーシッターによる病児保育を中心に添えながら、施設型の病児保育につきましても、今後とも区内の病院の建てかえのときなどに、病児保育室の設置等、働きかけをしていきたいといったものでございます。

ご説明は以上でございます。

中川委員長

ありがとうございました。

この区議会の関係につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

病児保育に関しては、たしか病院で1人か2人受け入れるようなシステムがあったのではないのでしょうか。

子ども支援課長

以前は通信病院のほうで、入院によるケアといったところもやっていただいていたのですが、そちらのスペースを削るというふうな、通信病院側の方針もありまして、今現在は、入院してまでのお子さんといったところは実施していないところでございます。

あとは、それ以外は、日大病院に保健所のほうからお願いしてございまして、平日の準夜間の時間帯に健診が受けられるといったところは実施していただいております。

ですので、今のところ区内に病児保育室はございません。

金丸委員

ありがとうございます。

中川委員長
子ども支援課長

今の病児保育の問題ですけれども、園でも預かっていますよね。
病後児のほうはお預かりしているんですが、病児は預かっておりません。
インフルエンザとかで、ある程度感染期間が終わっているものの、園に登園
できないお子さん自体は病後児保育室で預かっています。ただ、病児中のお
子さんは預かっておりません。

中川委員長

そうでしたか。きのうぐらのニュースで、川崎市で時期をずらして、2
人の子どもが違う感染症で亡くなったというようなことがありました。やっ
ぱりそういうことがあると、感染症が広がってしまったら大変なことになる
ということで、園の中でというのはかなり危険が伴いますから、病院でとい
うことを充実していただいたほうがいいのではないかと、ニュースを見て思
いました。

そのほかは。よろしいですか。

(な し)

中川委員長

では、区議会関係はここまでといたします。

次に、区有地を活用した認可保育所等の整備・運営事業者募集の概要につ
いて、子育て推進課長より報告をお願いいたします。

子育て推進課長

それでは、お手元の区有地を活用した認可保育所等の整備・運営事業者募
集の概要に基づきましてご説明申し上げます。

現在取り組んでいる状況になります。

1番、公募の趣旨としては、(1)として待機児童対策。(2)としまし
て、平成31年度までの緊急対策として、区有地活用型(地蔵橋西児童遊園、
旧和泉橋出張所)、賃貸物件型として、(認可保育所、小規模保育所)の整
備を平成29年度に公募するというところでございます。

2番、地蔵橋西児童遊園を活用した保育所整備、庁内手続が全て整いまし
て、(1)公募スケジュール、今月の6月5日月曜日から公募を開始してご
ざいます。7月24日月曜日が応募書類の提出の期限、審査選定を9月までに
行いまして、事業者の選定をしまいたします。

今回の公募事業者の提案事業者の公募の要件でございます。

定員については、0から5歳までの60名以上。

開設時期につきましては、平成31年4月でございます。「までの間」とい
うのは、平成31年4月が今回の公募の期限ですけれども、民間事業者の知恵
で、例えば平成30年度中の開設の提案があった場合は、それは提案によって
開設の時期が前倒しになることは可とするという意味でございます。

貸し付け予定地、地蔵橋西児童遊園、神田美倉町10番地の2。

提案、応募する事業者の実績要件、この平成29年4月1日現在で、東京
都、神奈川県、埼玉県、千葉県、4つの都県におきまして認可保育所、認定
こども園を直営で1カ所以上を3年以上運営している法人ということです。

経済的基盤については、③にありますように、債務超過等になっていない
ことでございます。

大きな3番としまして、区有地活用型のもう一つ、旧和泉橋出張所を活用

中川委員長

した保育所整備を平成31年4月開設予定の現状でございます。

現在、区で解体を行いますので、解体事業者の契約の手続に入っております。平成29年12月末ぐらいを目途に、解体工事を行ってまいります。

整備・運営事業者の公募については、現在庁内手続の最終段階を迎えておりまして、来月中旬に公募ができればということで準備を進めております。

4番、賃貸物件型（認可保育所・小規模保育所）でございます。当教育委員会にもご報告申し上げましたが、4月5日公募で5月22日に締め切りました。提案の事業者がございましたので、現在選定の手続に入っております。

（2）小規模保育所について、こちら4月5日に一旦公募をしたのですが、質問等はございましたが、提案には至りませんでした。改めて6月5日から、0から2歳まで、20名未満ということで、改めての公募を開始してございます。

説明は以上です。

ありがとうございます。

この件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

よろしいですか。小規模保育についての募集に対して応募がなかったのですが、この募集は4月に行われたわけですね。再度の募集が6月5日からだから、多分2カ月おくられているわけですが、そのことはこの開設予定の日にかつた変更にはつながらないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

子育て推進課長

6月5日から8月9日までの提案期間ですが、平成30年4月開設で、何とかぎりぎり間に合うであろうということで、今回公募をかけてございます。

中川委員長

よろしいですか。

（了 承）

中川委員長

では、次に移りたいと思います。

次に、障害者計画、第1期障害児福祉計画の策定について、児童・家庭支援センターより報告をお願いいたします。

児童・家庭支援センター発達支援主査

児童・家庭支援センター発達支援主査の小坂部と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、障害者計画・第1期障害児福祉計画の策定についてご報告いたします。

平成28年6月に、児童福祉法が改正され、平成30年度に各市区町村で障害児福祉計画を策定することが義務づけられました。これを受けて、千代田区でも計画の策定を行います。

障害者のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するため、千代田区では、法定の障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、この3計画を一体的にあわせて策定をしたいと思っております。仮称といたしまして、「千代田区障害者（児）福祉プラン」という形で一体的に計画を行いたいと

考えております。これら3計画の種類、根拠法令や計画期間については、資料の左上に明記されているとおりとなります。

これらの計画の構成というところですが、資料の右上になりますが、千代田区の障害者施策の基本方針を障害者計画のほうで明記していきます。そして、これらの基本方針を具体化する計画ということで、障害福祉計画、そして障害児福祉計画、こちらのほうで国の基本方針に基づいた成果目標を設定していくという形となります。

資料の左下は、平成30年度に向けた計画のイメージ図ですが、平成29年度までは保健福祉総合計画に障害者計画が含まれておりました。そして、障害福祉計画に障害児の計画も含まれておりました。これらを、平成30年度からは、千代田区障害者（児）福祉プランということで、障害者計画をもとに障害福祉計画の第5期、障害児福祉計画の第1期、こちらを一体的に行うというイメージ図となっております。

今回の改定のポイントとしましては、障害者計画を強化ということです。あわせて、障害者計画に障害児の課題も含めて、こちらに明記をしていくという形になります。

国の基本方針についてですが、「計画の基本方針の見直し」という、こちらの資料をごらんください。

厚生労働大臣のほうから、基本指針を出すということで、障害福祉計画と一体的に障害児の福祉計画に関する基本指針も出されております。

資料の⑤、右下になりますが、障害児支援の提供体制の整備等、こちらのほうに指針が出されております。内容としましては、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置。保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築。主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保する。医療的ケア児支援の協議の場の設置。これらが成果目標として出されております。これらを千代田区の現状及び課題と照らし合わせまして、障害児福祉計画のほうを策定していくという形となります。

最後に、計画策定に当たりましては、障害者のライフステージに応じた支援を考える中で、幼稚園、こども園、そして小学校、中学校における特別支援教育及び就園、就学後の障害児を支える仕組みについても大切な事項となりますので、計画策定に当たりましては、教育分野との連携というところをしっかりと明記していくという予定でおります。

それでは、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

報告は以上です。

中川委員長

はい。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

この障害者計画・第1期障害児福祉計画の右側の計画の構成のところに書かれている文言を、ちょっと説明していただけますでしょうか。最初の丸の

児童・家庭支援センター発達支援主査

ところに、「障害者の意思疎通に関する条例の趣旨普及」と書いてありますが、この「障害者の意思疎通」というのは何を意味するのでしょうか。

金丸委員

例えばですが、聴覚障害の方に対する意思疎通のコミュニケーションの問題など。あと、知的障害者に関する意思疎通というところで、その代理の方に対しての制度とか、そのあたりが含まれるものと考えています。

児童・家庭支援センター発達支援主査

障害者の意思をくみ取るためのシステムをつくるという、そういう意味で言っていらっしゃるのですか。

中川委員長

はい。そのあたりも含まれます。

第5期障害福祉計画に係る国の基本指針見直しについてというところで言うと、ほかのところもそうかもしれませんが、千代田区では、⑤の障害児支援の提供体制の整備等という、ここがすごく重要になってくるのではないかと思います。やっぱり支援のあり方が途中で途切れないようにしなければいけないということで、学校関係と、それから福祉関係と、連携がとても大事だと思うのですが、その辺は、今後、そういう構築というものはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

児童・家庭支援センター発達支援主査

今回3計画を一体的に行うという中で、ライフステージに応じた、障害があるお子さんが、生まれてから、教育を受け、そしてその先の就労、そして社会に出てという、その一体的なステージごとに支援を考えていくという、そこがこの3計画を結びつける大きな柱と考えております。ですので、そのあたりをしっかりと認識した上で、福祉サービスの整備等を考えていきたいと思えます。

中川委員長

具体的には何か、そういう組織みたいなものはできているのでしょうか。区としてこういう形でやりますということは、どこかで話し合って、協議会みたいなものができているとか、そういうことはまだないのですか。

児童・家庭支援センター発達支援主査

はい。区のほうといたしましては、保健福祉部と子ども部が連携をいたしまして、そして、こちらの計画策定に当たしましては、千代田区の障害者支援協議会を年4回ほど開催しております。この会で計画内容についてご意見などを伺っていくという形となっております。

また、あわせまして、昨年度中ではありますが、障害者福祉課のほうで、障害者手帳をお持ちの方、こちらには児童も含まれていますが、あと、障害児の通所支援サービスという、児童福祉法上のサービスを受けている方を対象にアンケートも行っております。そのあたりの結果等も含めて、計画策定に当たりたいと考えております。

中川委員長

金丸委員。

金丸委員

生まれてから保育園なり幼稚園に行って、小学校、中学校、高校と進んで行く中での教育そのものが、多分この計画のかなり中心的なものにもなってくるのだと思っています。そうすると、何か協議会のほうで意見を聞いてやっていくと、非常に民主的ではあるのですが、もう少し線をしっかりとするためには、保健福祉部と子ども部のかなり綿密な話し合いをする機関をつくっておいたほうがいいような気がするのですが、いかがでしょうか。

子ども支援課長

そのような方向を意識しながら進めてまいりたいと思います。

今、発達支援主査のほうから話がありました障害者の支援協議会ですが、保健福祉部長と子ども部長、両方が委員として参加して、さまざまな協議を行っているところでございます。それ以外に、我々各担当課長のほうもこちらのほうにオブザーバーとして参加させていただいて、意見がありましたら、こちらで回答するというような形で控えております。

以上でございます。

中川委員長

やっぱりきちんとラインが通っていないと、なかなか効果的に機能しないと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育長。

教 育 長

先ほど金丸委員から、障害者の意思疎通に関する条例についてのご質問がありましたけれども、これは平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたのを機に、区として障害者との意思疎通に関する部分を取りわけ重点的に取り組もうということで、昨年の10月20日施行の条例として、制定したものでございます。

中川委員長

ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

(な し)

中川委員長

では、次に移りたいと思います。

次は、千代田区における小学校外国語学習の時間数増への対応について、指導課長より報告をお願いいたします。

指 導 課 長

では、千代田区における外国語学習の時間増について説明をさせていただきます。

まず、資料が2つございます。このほど文部科学省から、新学習指導要領の移行期についての案が示されましたが、小学校3・4年生で年間15時間、小学校5・6年生で年間50時間の外国語活動を実施することになります。特に、必要がある場合には、総合的な学習の時間から、特例措置として15時間までの時間数をとることができるとしています。

まず、カラーの横長のほうをごらんください。本区では既に小学3年生・4年生の外国語活動は、18時間から25時間の間で実施されており、平成30年度からは、年間35時間で実施する予定で進めております。したがって、移行期間の15時間増については既に対応済みということになります。

事前に委員の皆様にもご意見を頂戴したところ、文部科学省が示した総合的な学習の時間を15時間に使用してもよいという対応につきましては、本区では地域の人材を活用した特色ある教育活動を総合的な学習の時間でい、大変充実しているところでございますので、この時間を減じることは本区にとっては得策ではないということでございます。

平成30年度の枠の下段を見ていただきますと、高学年モジュール試行が従来から予定されておりまして、この試行を使って、15時間分の授業時間数は捻出可能だと考えております。

	なお、移行期間措置の関係で、平成31年度は、5年生が70時間行う、それと並行して6年生が35時間という形になっておりましたが、先ほど申しましたように、委員の皆様からもさまざまなご指摘をいただきまして、この時間帯につきましては、各学校の裁量で50時間から70時間ということで、5年生よりも6年生のほうが少ないというところを懸念される学校については、そうしたカリキュラムが組めるような対応とさせていただきました。 もう1枚のA4縦の資料をごらんください。 以上のことから、2番の(2)で示しますように、中学校各学校の実情に応じて実施しながら、高学年は短時間モジュールで対応するという事、そして、その3にございますように、まだ今後、解決、整備、検証をしていかなければいけないという課題はたくさんございますが、今申しましたような方向性で、今後計画し、対応してまいりたいと考えております。 教育課程の編成権は、最終的には学校長にございますので、このような方向性の中で、学校長の経営方針のもと、各学校が工夫を凝らして、教育課程の編成を行っていく予定でございます。 ご説明は以上です。
中川委員長	はい。この件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
金丸委員	前回の教育委員会のときに、金丸委員がご指摘になっていた、その点は。 それについては、この表を見ると、努力をされていらっしゃる。ただ、それは数字合わせではなくて、実態に合っていくことを心から念じております。
中川委員長	そうですね。 それで、ほかはいかがでしょうか、ご質問は。 先生方の研修などもなされるということで、こういう研修というのは大事なことです。なるべく勤務時間に影響が出ないようにというか、勤務時間の中に入れてあげるとかそういう工夫というのをしてあげられたらいいのではないかなというふうに思うのですが。
指導課長	はい。ご指摘ありがとうございます。この後、研修のことについて、触れさせていただきます。
中川委員長	はい。わかりました。今、これからということですか。
指導課長	次の案件で。
中川委員長	次の案件ですね。もうよろしいですか、この件は。
	(なし)
中川委員長	では、次に、小学校教員の夏季研修の実施について、指導課長より報告をお願いいたします。
指導課長	新学習指導要領の改訂に伴いまして、今回大きく変更になります小学校における外国語教育と、新設されます小学校のプログラミング教育の研修を行います。これを理解することによりまして、授業力や指導力を向上させるというものでございます。新学習指導要領への対応に備えるという目的で、夏

	季休業中にこのような研修を実施いたします。 先ほど中川委員長がおっしゃったように、外国語活動と新設されますプログラミング教育の完全実施に向けて小学校の先生全員が体得していかなければいけないので、ご指摘いただいたように、先生方の負担にならないように、夏季休業中の授業のないときに、全員の先生方、正規の教員の方々に来庁していただいて、研修を行うものでございます。 全部で3日間の内から各先生方が2年計画で、例えばことしプログラミングの研修をしようと思ったときには、来年度は外国語教育をやっていただくということで、2年間の中で、それぞれ夏季休業中に3回ある中の1回を受講していただくという形をとらせていただきました。 報告は以上です。
中川委員長	報告が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたら。
金丸委員	金丸委員。
金丸委員	今のお話だと、要するにこの3日間やるということではないのですか、1
指導課長	人の先生が。
指導課長	そうです。同じものを3回繰り返しますので、この中から都合のいい1日を選んでいただいて、悉皆で参加していただくという形をとっております。
中川委員長	金丸委員。
金丸委員	すみません。私が十分に理解できていないからなのですが、プログラミング教育っていうところで、「各教科等におけるプログラミング教育の取り入れ方」と書いてあります。このプログラミング教育というのは何を意味しているのかをちょっと教えてください。
指導課長	従来は中学校の技術家庭科の中で行われていたコンピューターを中心として論理的な思考を学ぶためのプログラミング学習、その材料としてコンピューターを使って、例えばロボットを動かしてみたりとか、コンピューターの命令によって車を動かしてみたりとか、エレベーターのような模型があり、それをプログラミングによって意図した階に動かすかというような、演習的、論理的な思考方法、パターンを学ぶというものでございます。
中川委員長	金丸委員。
金丸委員	多分私が余りにも古い人間だから余計理解できていないのだと思いますけど、私たちがプログラミングと言われていた、まさに例えばロボットを動かす、機構そのものをつくるのはプログラミングだというふうに理解していますが、今のお話だと、そういう機構があつて、その使い方を習うという、そういう意味なのでしょうか。
指導課長	使い方ではなくて、論理的な手順といいますか、フローチャートなどを用いて物事を順序立てて考えて、最終的に結論に持っていきます。例えば、目的がエレベーターを3階に持っていくという目的を、どうやってプログラミングで達成できるのかということをコンピューターにプログラムで命令することを通して、論理的な思考を学ぶということでございます。
金丸委員	ということは、やはりプログラムをつくるわけですか。例えば今のだった

	ら、3階にとまるというプログラムをつくるという授業をやる、そういう意味でしょうか。
指 導 課 長	それも1つでございます。別に紙上でいろいろな流れを考えながら作業をするという学習もプログラミング学習の中の1つでございますので、もちろん子どもたちはいろんなものを、動いたり結果がしっかり目に見えたりすることによって、1つの思考回路が完成するという達成の喜びを味わうので、より学習効果は上がりますが、プログラミング自体を学ぶことが最終的な目的ではないということです。
中川委員長	プログラミングというものは、小学校1年生からですか。低学年からでもプログラミングの授業は入っていますよね。
指 導 課 長	今の段階では、全ての学年でやるということになっておりまして、特にどの学年でやるという縛りはまだない状況でございます。
中川委員長	そうすると、この研修で何を先生たちに講習するのかなというのが、わからないのと、3日間同じことをするのだと思いますが、この短い午前中だけで、プログラミングの概要の習得ができるものなのか疑問があります。
指 導 課 長	すみません。説明が十分でなくて申しわけございません。次回に、どういったものがやれるのかということを、もう少し具体例を準備させていただいて、ご説明させていただきます。
金 丸 委 員	そうであれば、子どもたちに教えるプログラミング教育というものは、具体的にどんなものなのかをあわせて教えていただくと、イメージがつかみやすいと思います。
中川委員長	もし可能でしたら、例えば3日間のどこかで、私たちも参加させていただくことはできますでしょうか。
指 導 課 長	ぜひ、この時間帯は開放してございますので、視察していただけると幸いです。
中川委員長	視察というより教えていただきたい。 わかりました。 教育長。
教 育 長	私からも1点確認ですけれども、先ほどの英語教育、英語の教科化に向けた対応の中で、平成30年度から試行的にやるわけですね。ただ、研修は、1年目にプログラミングを受けたら、外国語教育は2年目でいいという説明ですけれども、それで来年度の試行実施に向けた外国語教育の研修が間に合うのかどうか、少し疑問に思いましたが、そこは大丈夫ですか。
指 導 課 長	平成30年度までは、基本的には外国語活動でいきますので、例えば外国語活動に関して言えば、2年間、30年度までできちっとこの研修を終えれば、平成31年度からの外国語活動に間に合うという形になります。 2つを分けてやるというのは、やはり先生方の負担を考えながら、これを悉皆で全ての先生方に、2課題を一気にこの夏にということよりも、学校の事情もありますし、それをうまく今調整しながら、2年間で履修するという計画を立てさせていただきました。

中川委員長	ただ、意欲のある先生というか、先生によっては両方を1年で受けたいたいという方もいると思いますが、そういうときは両方受けてもよろしいのでしょうか。
指導課長	実際に、九段小などは新校舎への引っ越しのこと等がありますので、来年は非常に忙しくなるというようなことで、1年で全ての教員を多少無理してでも受けさせたいなどの問い合わせがございます。そういった部分は学校の実情に合わせて対応してまいりたいと考えております。
中川委員長	はい、ありがとうございました。 ほかは。 金丸委員。
金丸委員	もう1点、教員の入れかわりが非常に激しいと伺っていますが、今年も新任の教員が各学校に大分入ってきたと思います。この調子で行けば、また来年も入ってくると。そういう人たちが、やっぱり同じような教育を受けていないと、結果として授業はできないという問題があります。それについてのシステムというものも、どう考えていらっしゃるのでしょうか。
指導課長	具体的に、新しい教員は、初任者の方に関しましては、初任者研修の中で、講座を取り上げることが可能かと思っております。 ただ、異動されていらっしゃる方については、次年度に関してはまだ研修の機会がございますので、大丈夫だと思っておりますが、再来年度からの方々に関しましては、随時そうした研修などの対応を考慮していきたいと考えております。
金丸委員	その辺は、早目早目に手当てをよろしくをお願いします。というのは、結局研修があるまでは、研修しない人が、プログラミングにしても外国語にしても教えていかなければならない状態が生じるわけですね。そういう意味では、 <u>初任の学校、横滑りしてきた学校</u> に配属になる前に研修を受けてあればいいのですけれども、そうではないというのが、ちょっと何か心配な感じがいたします。
指導課長	そうした方々の対応も、新しい学習指導要領に対して、異動前の状況というものをしっかりと把握した上で対応してまいりたいと思います。
中川委員長	よろしく願いいたします。 古川委員。
古川委員	新任の先生の件に続いてですけれども、非常勤講師の先生方についてです。今回、原則対象外のところを、要相談というふうに門戸を開いてくださっているのですが、雇用の制度上仕方のないことだと思うのですけれども、各学校にたくさんの非常勤講師の先生方がいらっしゃる中で、研修の制度が全く違っていると聞いていて、それで、非常勤講師の先生や、あと、学習支援の先生などにも研修の機会があるといいなと思っていました。 児童や保護者からすると、正規の先生と非常勤講師の先生の差はありませんし、非常勤講師の先生も尽力いただいているので、千代田区では、こういう研修についても積極的に、これからも非常勤講師の先生に参加していただ

指導課長

けるようにしていただきたいと思います。

東京都では、本来ですと講師の方々には、まだ研修の権利・機会というものがないという状況です。ところが、千代田区は、これとは別に、毎年新しい区費講師の方々にも、年に2回、服務研修なども含めて、研修を行っております。

さらに、この夏休みというのは、講師の方々には授業がないので、勤務日に当たらない全ての方の参加を促すわけにはいきませんが、できるだけ多くの方に積極的に参加していただくような働きかけをしたいと考えております。

古川委員

よろしくお願いします。

中川委員長

そうですね、非常勤の方でも熱心に取り組んでくださっていますので、できれば原則対象外ということは外して、希望する場合は要相談というようにして、門戸を広げていただけたほうがいいかなと思います。やっぱりだめかしらというふうに思ってしまう人も多いのではないかなと思いますので。ぜひなるべく広げてあげていただきたいと思います。

ほかはいかがでしょう。

(なし)

◎日程第4 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(6月20日号)掲載事項

指導課

(1) 千代田区立学校における学校運営協議会について

中川委員長

では、次に、その他に入ります。

子ども総務課長より報告をお願いいたします。

子ども総務課長

お手元に、教育委員会行事予定表、並びに広報千代田(6月20日号)の掲載予定につきまして、資料をお配りしてございます。

まず、教育委員会行事予定表でございますが、こちらは6月15日以降、表が6月29日まで、裏面が6月30日から7月18日までの行事予定の一覧でございます。

7月14日金曜日午前10時半から青少年問題協議会が開催予定でございます。

また、広報千代田(6月20日号)でございますが、こちらにつきましては、お手元、こちらをごらんいただきますと、文化振興課、生涯学習・スポーツ課の各種事業について、こちらのほうで広報に掲載予定でございます。

ご説明は以上でございます。

中川委員長

これに関してはいかがでしょうか。

古川委員。

古川委員

行事についてちょっと教えていただければと思います。

	九段中等なんですけれども、6月22日の関西研修旅行とありますが、これは今までもあったものでしょうか。
副参事(特命担当)	関西研修旅行は、これまでも毎年やっております。5年生が実施しているという形でございます。
古川委員	はい。修学旅行的な感じになるのでしょうか。
副参事(特命担当)	そうですね。5年生ということで、関西に行っております。これが、今後見直しをしていこうということで、ことし入学した生徒が5年生になったときについては、外国に行くとかというようなことも現在検討しているところでございますけれども、当面は関西ということでございます。
古川委員	はい、わかりました。
	あと、もう一つ、江戸っ子塾というものが6月30日にあるのですが、これはどういったことをされているのでしょうか。
副参事(特命担当)	江戸っ子塾というのは、いろいろな伝統行事を学ぼうということで、いろいろな科目があります。例えば香道であるとか、香りについてですね。それから、寄席文字を書くとか、いろんなコースがあってまして、それを子どもたちが選択し、受講するというような形でございます。
古川委員	学年が限定されているんですか。
副参事(特命担当)	学年は、3年生です。
古川委員	3年生ですか。はい、わかりました。ありがとうございます。
中川委員長	今までこういうところに出てきたことはない。
古川委員	載っていなかったですね。
中川委員長	学校の主催なのですか、それともどこかの団体の主催ですか。
副参事(特命担当)	これは学校で主催しております。
中川委員長	そうですか。わかりました。
	それでは、よろしいでしょうか。
	(なし)
中川委員長	それでは、次に行きたいと思います。
	指導課長より、報告をお願いいたします。千代田区立学校における学校運営協議会について。
指導課長	資料はございませんが、口頭でご報告させていただきます。
	千代田区立学校における学校運営協議会についてご説明申し上げます。
	「義務教育小学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育小学校の学校編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」という非常に長い名前の法律が成立いたしまして、平成29年4月1日から施行されております。これによりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改定されまして、区市町村教育委員会は、学校運営協議会の設置が努力義務化されました。これに伴いまして、学校運営協議会を設置する学校を指定する場合の取り扱いという通知が廃止されまして、平成29年5月26日に、小・中・義務教育学校に学校運営協議会を設置する場合の取り扱いについての通知が出されております。

これまでは、学校運営協議会が設置される学校は、指定を受けた特定の学校に限られておりましたが、指定制度の廃止によりまして、全ての学校に学校運営協議会が設置できるということになったわけでございます。

本区におきましてはもう、既に今年度より全ての小・中学校で学校運営協議会を設置しております。しかしながら、規則と要綱につきましては、平成28年度中に作成した時点のままとっておりますので、指定制度に関する記述が多々ございます。このたびの法改正を受けまして、7月中に、千代田区立学校における学校運営協議会に関する規則等も改正することになりますので、その原案を今作成中でございます。

教育委員会で今後ご協議、ご議決いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

中川委員長
指導課長
中川委員長

これは、大体いつぐらいの予定ですか。

7月中に。

7月中ですね。わかりました。

ほかはいかがでしょうか、この件に関しまして。

(なし)

中川委員長
指導課長
中川委員長

では、この件はこれでよろしいと思いますが。

ほかは、指導課のほうからはよろしいですか。

はい。

では、ほかの課長からは何かありますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

中川委員長
金丸委員
中川委員長

教育委員から何かありましたら。

ございません。

後でもいいのかもしれないのですが、教科書の展示がもう始まっていますよね。図書館で始まっているのですけれども、あの中に小学校の国語の教科書や何かが少し置いてあるのですが、私たちが採択のために見なければいけないのは何と何かというのは、後で結構ですけど、教えていただければと思います。

指導課長
中川委員長

はい。

ほかはよろしいですか。

(なし)

中川委員長

それでは、以上をもって本日の定例会を閉会いたします。ありがとうございました。